

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【公表番号】特表2008-511870(P2008-511870A)

【公表日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-015

【出願番号】特願2007-530179(P2007-530179)

【国際特許分類】

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月26日(2008.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリコーンヒドロゲルコンタクトレンズであって、親水性の珪素-含有ポリマー材料で構成される表面処理されていないレンズ本体を含み、該レンズ本体が、レンズの着用者による少なくとも1日に渡る、該コンタクトレンズの目に適合した着用を容易にする上で効果的な、酸素透過率、含水率、表面の湿潤性およびデザインの内の少なくとも1つを持つ、コンタクトレンズ。

【請求項2】

親水性の珪素-含有ポリマー材料で構成されるレンズ本体を含むコンタクトレンズであって、該レンズ本体が110パラ-を越えるDkおよび30質量%を越える平衡含水率を有し、該コンタクトレンズが眼科学的に相溶性である、コンタクトレンズ。

【請求項3】

親水性の珪素-含有ポリマー材料で構成されるレンズ本体を含むコンタクトレンズであって、該レンズ本体が70パラ-を越えるDkおよび30質量%を越える平衡含水率を有し、該レンズ本体が表面処理無しに製造され、該コンタクトレンズが眼科学的に相溶性である、コンタクトレンズ。

【請求項4】

親水性の珪素-含有ポリマー材料で構成されるレンズ本体を含むコンタクトレンズであって、該レンズ本体が、100パラ-を越えるDk、30質量%を越える平衡含水率および $5 \times 10^{-3} \text{ mm}^2/\text{分}$ を越えないイオノフラックスを有し、該コンタクトレンズが眼科学的に相溶性である、コンタクトレンズ。

【請求項5】

親水性の珪素-含有ポリマー材料で構成されるレンズ本体を含むコンタクトレンズであって、該レンズ本体が15質量%を越える平衡含水率を有し、該ポリマー材料が異なる分子量を持つ二種の珪素-含有マクロマー由来の単位を含み、該レンズ本体が眼科学的に相溶性である、コンタクトレンズ。

【請求項6】

前記レンズ本体が、前記レンズの着用者による少なくとも1日に渡る、前記コンタクトレンズの目に適合した着用を容易にする上で効果的な、酸素透過率、含水率、表面の湿潤性、モジュラスおよびデザインを持つ、請求項1~5のいずれか1項に記載のコンタクトレ

ンズ。

【請求項 7】

前記レンズ本体が、前記レンズの着用者による少なくとも30日に渡る、前記コンタクトレンズの目に適合した着用を容易にする上で効果的な、酸素透過率、含水率、表面の湿潤性、モジュラスおよびデザインを持つ、請求項1～6のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 8】

前記レンズ本体が、60度未満なる該レンズ本体表面上の接触角を持つ、請求項1～7のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 9】

前記レンズ本体が、少なくとも150バラーなる酸素透過率、48質量%なる含水率および0.5mPa～0.9mPaなるモジュラスを持つ、請求項1～8のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 10】

前記レンズ本体が、少なくとも35質量%なる平衡含水率を持つ、請求項1～9のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 11】

前記レンズ本体が前方表面および後方表面を有し、かつ該前方および後方表面の少なくとも一方が変性されていない、請求項1～10のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 12】

前記前方および後方表面が両者共に変性されていない、請求項11記載のコンタクトレンズ。

【請求項 13】

前記レンズ本体が1.4mPaまたはそれ以下のモジュラスを持つ、請求項1～12のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 14】

前記レンズ本体が少なくとも90%なる伸び率を有する、請求項1～13のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 15】

前記レンズ本体が $5 \times 10^{-3} \text{mm}^2/\text{分}$ を越えないイオノフラックスを持つ、請求項1～14のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 16】

前記ポリマー材料が、一種の珪素-含有マクロマー由来の単位を含む、請求項1～15のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 17】

該ポリマー材料が、異なる分子量を持つ二種の珪素-含有マクロマー由来の単位を含む、請求項1～16のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 18】

高分子量珪素-含有マクロマー由来の単位が、低分子量珪素-含有マクロマー由来の単位よりも多量の質量基準の量で該ポリマー材料中に存在する、請求項17記載のコンタクトレンズ。

【請求項 19】

前記ポリマー材料が、少なくとも10,000なる数平均分子量を持つ珪素-含有マクロマー由来の単位を含む、請求項17または18記載のコンタクトレンズ。

【請求項 20】

前記二種の珪素-含有マクロマーが、少なくとも5,000だけ異なる数平均分子量を持つ、請求項17～19のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 21】

前記高分子量珪素-含有マクロマー由来の単位が、該ポリマー材料を基準として少なくとも40質量%である、請求項18～20のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 22】

前記高分子量珪素-含有マクロマー由来の単位および該低分子量珪素-含有マクロマー由来の単位が、該ポリマー材料を基準として総計で少なくとも50質量%である、請求項18～21のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 23】

前記珪素-含有マクロマーの一方が単官能性である、請求項17～22のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。

【請求項 24】

該ポリマー材料が複数の親水性モノマー由来の単位を含む、請求項1～23のいずれか1項に記載のコンタクトレンズ。